



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

今の「類似業種比準方式」ができるまで ～改正の経緯と今後の展望～

税理士 飯田真之



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

自己紹介

飯田真之税理士事務所

税理士 飯田 真之

(いいだ まさゆき)

〒220-0032

神奈川県横浜市西区老松町29-8

アトラス野毛山306

電話 045-262-8417

E-mail iida-cpta@xb3.so-net.ne.jp

HP <http://iida-cpta.com/>

(個人ブログ) 税務・会計本の感想文

<http://zeimukansoubun.blog.fc2.com/>

(プロフィール等)

1968 (昭和43) 年 横須賀市生まれ (育ちは茅ヶ崎市・横浜市です)

1992 (平成 4) 年 慶応義塾大学商学部 卒業

1992 (平成 4) 年 凸版印刷株式会社入社 (出版社担当の営業など)

1997 (平成 9) 年 個人会計事務所 入所 (医療特化の事務所)

2001 (平成13) 年 KPMGアカウンティング・アンド・マネージメント
サービス株式会社 入社

(その後 KPMGピートマーウィック税理士法人
→ KPMG税理士法人へ)

この間、韓国・中国系現地法人・駐在員事務所担当、
国内中堅企業・上場会社担当を経て資産税部門へ
(主に非上場株式評価などを担当)

2011 (平成23) 年 KPMG税理士法人 退職。

2012 (平成24) 年 税理士試験合格

2013 (平成25) 年 飯田真之税理士事務所 開業

現在、専門学校の講師・教材制作 (相続税法) や原稿執筆などにも携
わっています。



本日の内容（サマリー）

平成27年12月、経済産業省作成の資料では「取引相場のない株式」の見直しの要望が出ています。今後、どのような改正になるかはわかりませんが、これまでの評基通の改正経緯を振り返っておくことは有用のように思えます。本日は、特に類似業種比準方式の改正推移と評価実務に与えたインパクトについて取り上げ、また、今日の標本会社の雰囲気みたいなものもお話できればと存じます。

1. はじめに（5分）

- ・はじめに～経産省 H28税制改正資料（H27.12）
- ・日経平均株価と過去の財産評価基本通達改正
- ・評価通達は「時価」と対峙しているか？

2. 評価方法の変遷～「類似業種」以前の評価（10分）

- ・取引相場のない株式の評価方法の沿革（1）～（2）
- ・類似業種比準方式の導入（S39改正経緯）
- ・（参考）企業価値評価ガイドライン
- ・類似会社の選定適否について争った判例等（1）～（2）
- ・類似業種比準方式の合理性の争い（1）～（4）

3. 「取引相場のない株式」の評価の改正推移

～ 類似業種比準方式の「位置づけ」の変化（20分）

- ・「取引相場のない株式」の評価の改正推移（1）～（8）

4. 標本会社の構成にも変化あり？！

～ 「業種選択」は類似業種比準方式の「主観」要素（15分）

- ・類似業種株価等の計算の基となる標本会社
- ・スターバックスとドトールは同じ業種か？（1）～（2）
- ・まとめ

参照図書

「Q&A 株式評価の理論と実務」橋本守次著 財経詳報社
「徹底解明／相続税財産評価の理論と実践」
品川芳宣、緑川正博共著、ぎょうせい
「新版 詳説／自社株評価Q&A」尾崎三郎監修、
竹内陽一、掛川雅仁編著、清文社など



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

1. はじめに



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

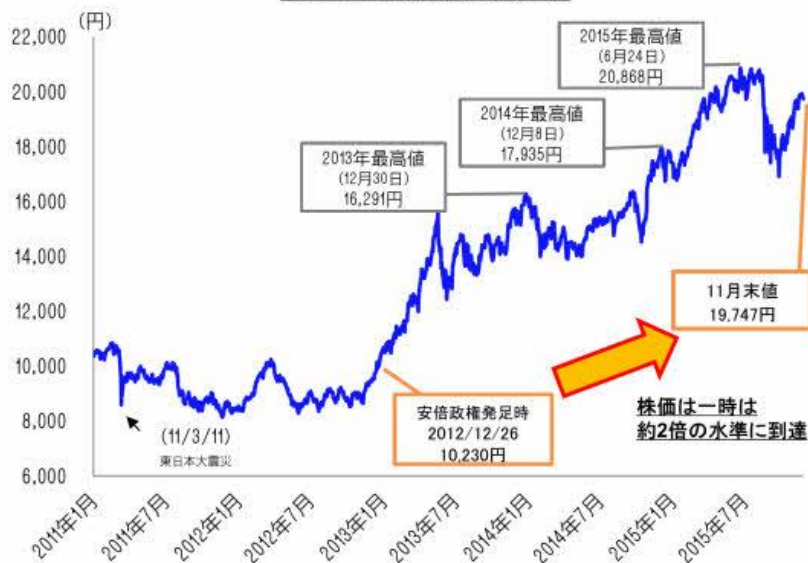
はじめに～経産省 H28税制改正資料（H27.12）

（4－3）取引相場のない株式の評価方式に関する見直し（相続税、贈与税）

検討事項

- 上場企業の株価の上昇に伴い、中小企業の中には、業績に大きな変化のない状況下であっても、想定外に株価が高く評価されることにより、円滑な事業承継に影響を来す可能性が生じている。
- 上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動を踏まえ、取引相場のない株式の評価方式のあり方について、**早急に検討**を行う。

日経平均株価の推移



上場企業のグローバル連結経営の進展

A社(自動車製造業)		B社(小売業)	
	海外割合		海外割合
売上高	69%	営業収益	35%
営業利益	44%	営業利益	14%
総資産	57%	有形固定資産	26%

類似業種比準方式による株価の算出方法

類似業種比準価額＝

$$\text{類似業種の株価} \times \left(\frac{\text{（配当）} \times \text{（利益）} + \text{（簿価純資産）} \times \text{（斟酌率）}}{\text{（類似業種の平均）}} \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{大会社} \ 0.7 \\ \text{中会社} \ 0.6 \\ \text{小会社} \ 0.5 \end{array} \right]$$

$A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{大会社} \ 0.7 \\ \text{中会社} \ 0.6 \\ \text{小会社} \ 0.5 \end{array} \right]$

株価上昇により上昇
 b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
 B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額

類似業種の株価(上場会社の平均)と、各比率要素(配当、利益、純資産)に関する、評価対象会社と上場会社との比率を用いて、株価を求める方式。

【平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)】

- 取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

31

日経平均株価と過去の財産評価基本通達改正

日経平均株価(年末終値)の推移 (単位: 円)

昭和30年 1955	昭和31年 1956	昭和32年 1957	昭和33年 1958	昭和34年 1959	昭和35年 1960	昭和36年 1961	昭和37年 1962	昭和38年 1963	昭和39年 1964
425.69	549.14	474.55	666.54	874.88	1,356.71	1,432.60	1,420.43	1,225.10	1,216.55
昭和40年 1965	昭和41年 1966	昭和42年 1967	昭和43年 1968	昭和44年 1969	昭和45年 1970	昭和46年 1971	昭和47年 1972	昭和48年 1973	昭和49年 1974
1,417.83	1,450.10	1,283.47	1,714.89	2,358.96	1,987.14	2,713.74	5,207.94	4,306.80	3,817.22
昭和50年 1975	昭和51年 1976	昭和52年 1977	昭和53年 1978	昭和54年 1979	昭和55年 1980	昭和56年 1981	昭和57年 1982	昭和58年 1983	昭和59年 1984
4,358.60	4,990.85	4,865.60	6,001.85	6,569.47	7,116.38	7,681.84	8,016.67	9,893.82	11,542.60
昭和60年 1985	昭和61年 1986	昭和62年 1987	昭和63年 1988	平成元年 1989	平成2年 1990	平成3年 1991	平成4年 1992	平成5年 1993	平成6年 1994
13,113.32	18,701.30	21,564.00	30,159.00	38,915.87	23,848.71	22,983.77	16,924.95	17,417.24	19,723.06
平成7年 1995	平成8年 1996	平成9年 1997	平成10年 1998	平成11年 1999	平成12年 2000	平成13年 2001	平成14年 2002	平成15年 2003	平成16年 2004
19,868.15	19,361.35	15,258.74	13,842.17	18,934.34	13,785.69	10,542.62	8,578.95	10,676.64	11,488.76

(個人ブログより)

評価通達は「時価」と対峙しているか？

「徹底解明／相続税財産評価の理論と実践」品川芳宣、緑川正博共著、ぎょうせい、平成17年

「既に40年余りの月日が経過しているわけですが、当時のほうが、最近の通達改正よりも、時価とは何かという基本に基づいた評価方法がとられていたように思われます。昭和39年の通達が制定されていたバックグラウンドにおいて、時価とは何かということに対する純粋な議論に裏づけられていたように読み取れるわけです」（品川先生。P21）

「昭和39年当時の考えの方が現在にマッチしていると思いますね」（緑川先生。P194）

昭和39年評基通の導入時には「時価」「適正評価」を標榜していた取引相場のない株式の評価は、事業承継において政策的に評価を下げる改正が重ねられ、今見ると評価体系は崩れている？

→ 品川先生「株式の時価とは何か、通常、取引引される価額とは何かという理屈よりも、どうしても事業承継にかなうような株式評価ができるかという角度からの議論がかなり強調」（p33）

→ 緑川先生「（評基通は、）もう、客観的交換価値という考え方は捨てて、課税価格であると割り切ったらどうでしょう」（p196）

現在、広義には「事業用宅地」「農地」「非上場株式」について事業承継税制が手当され、三者三様の取扱い（小規模宅地等の減額、農地等の納税猶予、非上場株式等の納税猶予）が設けられている。

→ただ経緯から見ると、「非上場株式」については本格的な立法で手当しようというよりも、通達改正により評価額を下げるという形で、その都度対処してきた—ということでしょうかね。



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

2. 評価方法の変遷～「類似業種」以前の評価



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

取引相場のない株式の評価方法の沿革（1）

相続税における取引相場のない株式の評価方法の沿革

（「Q&A 株式評価の理論と実務」橋本守次著、財経詳報社、平成19年 P73～75の要約）

	評価一般	取引相場のない株式
旧相続税法 明治38年から 昭和20年まで	明治38年に旧相続税法制定。現在と同様な評価規定が置かれる。 「第四条第一項 相続財産ノ価額ハ相続開始ノ時の価額ニ依ル。」 法定評価方法は、船舶（T15廃止）、地上権、永小作権、定期金のみで、その他の財産についての評価方法は法定されず。法定評価以外の評価については、現行の財産評価基本通達のような公表されたものは存在せず。	執行面では、課税当局の内部基準で取引相場のない株式については、 ①配当還元方式 ②類似会社の利益と株価に比準する方法 ③純資産価格 を適宜採用することとされていた様子。 （宇佐美邦雄著「相続税の課税と手続」、賢文館、昭和4年、pp152～158）
財産税法 昭和21年から 昭和25年まで	昭和21年財産税法施行。財産全般に関する画一評価が行われる。相続税においても、 （財産税の評価額）×（売買実例価格の上昇額に应ずる一定割合）で評価する方法が採用された。	上記とは別に、取引相場のない株式については、別に次のように評価されることとされた（昭和23年3608号通3）。 ①同族会社の株式 純資産価額（清算所得に対する法人税・事業税50%控除）を払込済株式金額で按分したもの。 ただし、同族割合70%程度以下のものは、その株式の売買実例又は同程度の会社で、事業の種類、資産の構成及び収益の状況等の類似するものの売買実例等を参酌して適当と認められない金額を控除。 ②非同族会社の株式 ①のただし書と同様にして評価する。

取引相場のない株式の評価方法の沿革（2）

相続税における取引相場のない株式の評価方法の沿革

（Q&A 株式評価の理論と実務 橋本守次著、財経詳報社、平成19年 P73～75の要約）

	評価一般	取引相場のない株式
富裕税財産評価 事務取扱通達 昭和26年から 昭和38年まで	シャープ勧告により昭和25年に富裕税法制定（S28廃止）。この富裕税の対象財産の評価について、昭和26年直資「富裕税財産評価事務取扱通達」が発遺、公表。この通達は財産税の評価方法を踏襲したもの。相続税も、基本的に富裕税の評価通達を用いて評価することとされた。	①原則 純資産価額（相続等の時とさして差異がない場合には、取得時の直前又は直後の事業年度末の純資産価額によっても差し支えない） ②特例 純資産価額－適当と認められない部分の金額 その株式について適当な売買実例があるとき又は同様な同族会社で事業の種類、資産の構成及び収益の状況等の類似した他の会社の売買実例があるときは、これらを参酌して、①の純資産価額から適当と認められない部分を控除して計算も可。 （旧通達186～186の3）
財産評価 基本通達 （相続税財産評価 基本通達） 昭和39年以後	S38有識者の「株式評価懇談会」の結論で、相続税自体の評価方式を整え「相続税財産評価に関する基本通達」（昭和39直資56、直審（資）17）を制定、公表。 その後、平成3年に地価税の土地等の評価も相続税の評価と同様の方法によることとされたことから、通達名が「財産評価基本通達」と改められる（平成3年課評2-4）。	従来の個別の会社の比準方式から類似業種比準方式に改正。 【参考】 （1）同族株主 ①大会社 類似業種比準方式 ②中会社 類似業種と純資産価額の併用 ③小会社 純資産価額方式 （2）非同族株主 ①大会社 （類似業種＋配当還元）×1/2 ②中・小会社 配当還元方式 （品川、緑川著「徹底解明 相続税財産評価の理論と実践」、pp18-19）

類似業種比準方式の導入（S39改正経緯）

類似業種比準方式が導入されたS39年改正の経緯
（橋本先生、前掲書p198）

現行の類似業種比準方式は、かつては、富裕税課税上の評価方法と同様に、評価対象会社と事業の種類が同一で、かつ、資産の構成、収益の状況、資本金額等の類似する上場会社又は気配相場のある株主のうち、最も類似する1社を比較選定して比準する「類似会社比準方式」が取られていましたが、「類似会社の選定についての納税者と税務署との間における意見が合わない場合が多かったこと」（塚田充彦「取引相場のない株式の評価方法」税経通信（税務経理協会）、昭和40年5月号、139頁）から、現行のような類似業種比準方式に改めたといわれています。

（品川先生、前掲書 p59）

類似業種比準方式は、元々、類似会社比準方式が税務上採用されていて、それが実務的に非常に複雑というか、個別に類似会社を選択しなければならないという煩わしさを避けるために、この類似業種比準方式というのを採用したわけです。（p59）

参考 企業価値評価ガイドライン

H22版 P59～60 類似上場会社選定の判断要素例

- a) 業界 同じ業界団体あるいは同種類の産業分類に属しているかどうか
- b) 取扱商品・サービス 商品製品やサービスが同種のものあるいは競合するものであるかどうか
- c) 営業などの許認可関係 事業をおこなうために同種の許認可などが必要かどうか
- d) 事業規模 売上高や総資産、従業員などにおいて事業規模が同程度かどうか
- e) 成長性、新規性又は成熟度 新規ビジネス分野あるいは新規製品を取り扱い、高い成長性が見込める業種かどうか、あるいは、既に成熟産業の分野となっているかどうか
- f) 収益性 収益性において同程度の会社かどうか
- g) 地域性 地域色が強い会社の場合、同地域の経済環境にある会社かどうか
- h) 事業戦略 M&Aを多用するなど事業拡大戦略などが似通っているかどうか

選定する会社は、通常、1社だけでなく複数選定する。

- 類似性の高い会社があれば選定する会社は少数でよいと考えられる
- 反対に類似性が低い会社しか見つからない場合は、より多くの会社を選定する必要がある。

類似会社の選定適否について争った判例等（1）

類似会社の選定の適否について争った判決事例（橋本先生、前掲書pp199-202）

類似会社の選定が不適切とされた事例

大阪地裁S40.3.20判決

評価対象会社とDインキとの比準の適否が争われた事例。

〔判示〕 類似会社として相応しくない。

〔理由〕 ①Dインキは筆記用インキ、ワニス、塗料、染料、顔料、工業薬品とあり、印刷用インキの売上高は40.9%。評価対象会社は、製紙会社から購入した原紙に謄写インキを塗布するカーボン紙の製造販売が97.1%。このように商品が異なることから、事業の同一性は薄い。②またDインキと評価対象会社は、その規模が8倍の開きがある。以上のことから、類似会社とするに相応しくないとされた。

大阪地裁S44.3.18判決

法人税に関するもの。類似会社比準法自体は合理性があるが、比準会社が不適当。課税当局の課税を取消し、額面評価（1枚@20円）を認める。

〔判示〕 類似会社として相応しくない。

〔理由〕 ①評価対象会社S石油と比準会社G物産は、共に石油製品をスタンドで販売するスタンド販売会社。両者の事業に同一性はある。②資産の構成、収益の状況、資本金額等は、土地の総資産に占める割合、純資産価額の総資産価額に対する割合、売上総利益率については、S石油とG物産は大差がないと認められるが、G物産は、S石油の資本金額で11.4倍の規模を持つ。③S石油は大阪府下で営業しているのに対し、G物産は東京本店以外に支店7、貯油所44にて全国展開。④G物産は、関係先で仕入先であるG石油の株式を半数保有。この点でS石油と対等の立場にあり、G瓦斯、G海運とも関係が深い。

よって、S石油とG物産との間に類似点も多少あるが、特に規模の点で大きな開きがあり、類似会社としては不適当とされた。

類似会社の選定適否について争った判例等（2）

類似会社の選定の適否について争った判決事例（橋本先生、前掲書pp199-202）

類似会社の選定が適切とされた事例

新潟地裁45.4.14判決

評価対象会社と比準会社の会社規模の違いはあるが、ある程度の違いは、類似会社として選定することの障害とはならない。

〔判示〕 類似会社として選ぶことを妨げない。

〔理由〕 ①比準会社は、取扱商品が多いとはいえ、原告と同様にスポーツ用品の製造販売業を営み、自社製品と他社製品の比準は原告とほぼ同一。資産構成、収益性でも類似していることは明らか。

②資本金については比準方式は原告の数十倍、資産、売上、利益金の絶対値を見ると両社の規模がかなり異なることが窺えるが、評基通186-3による類似会社比準価額に調整割合を乗じて評価することから、類似会社の規模による相互間の評価に断層が生じないように調整規定が設けられていることが認められ、この調整割合による修正が合理性を欠くと断定すべき事由も見いだせない以上、上記程度の規模の違いは、比準会社として選定することをにつき障害となるものではない。

→ 判例等は一例

「業種の同一性」や「資産規模の格差」がどこまで許容できるのか—という点で争われる傾向（その他にも、課税という場面での類似会社比準方式はいろいろと困難が伴ったと想像できる）

（注）法人税基本通達9-1-13（3）や所得税基本通達23～35共-9（4）ハ

cf. 山一方式・株式公開基準

類似業種比準方式の合理性についての争い（1）

橋本先生、前掲書 P201

「現行通達そのものについて問題視した判例は筆者は見いだせない」

神戸地裁S55.4.18判決に係る事件における原告主張と裁判所の判断（前掲書p203～206）

	原告主張	裁判所の判断	
1	「標本会社の数値の妥当性の検証」 類似業種比準方式では、いわゆる「標本会社」の純資産価額、利益金額の妥当性を確かめられない。	×	本件の場合、 標本会社の名は明らかにされているが、税務上の資産及び法人税の課税所得額は、いずれも第三者の秘密に該当し、被告（課税当局）は、これを明かし得ないものである。よって、類似業種比準方式をもって不当、不合理なものとはいえない。
2	「課税所得が比準値として採用しうるか」 本方式中の利益は課税所得であるから、いわゆる交際費、寄付金等の限度超過額など社外流出項目も含まれていることとなるが、これらの費用が含まれる課税所得は、利益としての株価の比準に用いることは妥当でない。	×	企業内部の計算及び会計上費用とされているものであっても、このような計算を 全く企業の任意に委ねることは適当でない場合もある 。よって、法人税の課税所得金額をもって右方式中の利益金額としても、あながち不当というには当たらない。

類似業種比準方式の合理性についての争い（2）

神戸地裁S55.4.18判決に係る事件における原告主張と裁判所の判断（前掲書p203～206）

	原告主張	裁判所の判断
3	「標本会社との類似性を欠いている点」 (1) 証券会社が行ったS45.6.1付「株式公開価格算定基準に関する申し合わせ」によれば、類似業種比準方式と基本的に同様の考え方に立つが、標本会社選定の基準として、公開会社と標本会社との間に、①主要事業部門又は主要製品、②部門又は製品別の売上高構成比、③業種及び成長性、④資本規模、⑤配当性向における類似性を要求している。	○ 原告の引用する申し合わせは、非上場会社が株式を公開し、証券取引所に上場する場合の公開価格の算定方式として決められたもので、株価算定の基礎とするために適当な会社（類似会社）を選定し、公開会社と類似会社の1株あたりの配当金、純利益及び純資産について平均比準によって公開会社の株式公開価格として算定することとしている。 類似会社の選定方法として原告主張の類似点その他を要求しているものとして認められる。
	(2) 類似業種比準方式によるときは、標本会社との規模、業種、配当などの類似しているこそ比準性があるものであり、これを欠いては正常な比準とはいえない。	× ただし、この申し合わせは、その目的が非上場株式の公開価格の算定基準であって、本件における株式評価とは異なるものである。また、申し合わせは類似「会社」比準方式をとるものであって、類似した「会社」の存在が前提であるところ、本件株式の贈与当時、評価対象会社には申し合わせに いるような類似会社が存在しないことは原告の自認する通り。よって、類似「会社」比準方式によることができないという理由にはなる。

類似業種比準方式の合理性についての争い (3)

神戸地裁S55.4.18判決に係る事件における原告主張と裁判所の判断 (前掲書p203～206)

	原告主張		裁判所の判断
3	(3) 評価通達に基づく類似業種比準方式によれば、標本会社と評価会社の間に相当の規模格差が生じる場合が出てくる。この格差を是正するための配慮が当然必要で、それがなければ合理的な基準とはいえない	×	規模格差の点について類似「業種」比準方式においては、大会社、中会社、小会社の区分をして考慮していることは明らか。これを全く考慮していないということはできない。
4	「市場性排除率の不採用」 (※当時) 上場株式の取引価格は、会社の業績（利益、配当、自己資本等）のみならず、会社の将来性、経営者の手腕等に対する投資家の評価、浮動株数の比率、金融政策、金利政策、金利等種々の解明困難な市場要因の介入によって形成されるものである。 一方、全く流通市場を持たない非上場株式について、市場要因の介入する余地はなく、かかる要因を排除した上で評価がなされるべきであるが、本件の株価算定について、評価通達はこのような市場性の欠如を無視している。	×	類似業種比準方式のよる算式によれば、配当・利益・純資産の各比率に、これに常数3又は1を加えて計算している（注：当時の評価通達算式）など、 相続の特殊性に鑑み、時価より低めに評価しようとしていることが認められ 、上記計算結果に修正を施している。このことにより、原告主張について 配慮がなされていることは明らか である。 また、S47年度の通達改正によりこれらの配慮の結果として上記算式の常数に代えて、0.7を乗ずることに改正されたが、本件の評価額は改正後の算式（注：×0.7評価）よりも、改正前の算式（常数3又は1）の方が低く評価されることが明らかであり、この点原告の主張に理由がない。

類似業種比準方式の合理性についての争い（4）

神戸地裁S55.4.18判決に係る事件における原告主張と裁判所の判断（前掲書p203～206）

	原告主張	裁判所の判断	
5	「該当業種に適当なものがない」 評価対象会社の事業内容が本件各標本会社のそれらに比較して全く異なる。よって、評価対象会社の業種は、本件各種標本会社の業種には該当しない	×	標本会社の事業内容が評価対象会社のそれとは必ずしも一致はしない。しかし、贈与当時に評価対象会社と全く類似する上場会社が存在しなかったのであるから、 できる限り、評価対象会社の業種に類似するものから選定する他はない。 評価対象会社の事業内容と「 日本標準産業分類 」及び「 類似業種比準価額計算上の業種 」の分類から鑑みて、不当というに当たらない。
6	「標本会社との規模格差」 標本会社と評価対象会社の事業規模には著しい格差があるから、類似業種比準方式によることは不合理である。	×	株式の客観的交換価値（時価）を決定する基本的要因はその会社の有する収益力と資産価値である。 会社の規模如きは株価形成上の恒常的要因として作用するものとは考えられず、 それよりも会社の個別事情により株価の高値形成に作用する場合もある。そうであるとすれば、標本会社と評価対象会社の間における事業規模の格差をもって、類似業種比準方式が不十分であるということとはできない。



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

3. 「取引相場のない株式」の評価の改正推移 (類似業種比準方式の「位置づけ」の変化)



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

取引相場のない株式の評価の改正推移（1）

昭和39年
(通達制定)

- ① 会社規模区分（業種）卸売業／その他（規模）大・中・小
- ② 評価方法
- | | | | | | |
|--------|---|----------|-------|---|---------------|
| (同族株主) | 大 | 類似業種比準方式 | (非同族) | 大 | (類似+配当) × 1/2 |
| | 中 | 併用方式 | | 中 | 配当還元方式 |
| | 小 | 純資産価額方式 | | 小 | 配当還元方式 |

※ 当時は大会社に区分するための「資本金1億円基準」あり
 (当時の上場基準とマッチ) = 類似業種比準方式の適用にあたっては、「**大会社は上場株式と同じ**」という想定で、理論的な整合性を保っていた(金額的にも上場基準を非常に意識していた)。「昭和39年当時の類似業種比準方式については、公開の時につける値段と同じような価格でなければならないという、そういう理念が通達の中にあった」(緑川先生p33)

※ 大会社はいつでも上場できるということもあり、非同族(少数株主)にあっても、類似と配当還元を折半するという評価をしていた。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{(イ)} \quad A \times & \left(\frac{\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D} + 3}{6} \right) \\ \text{(ロ)} \quad A \times & \left(\frac{\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D} + 1}{4} \right) \end{aligned}$$

いずれか少

※それぞれの比準要素が突出した場合、平均化する調整機能

取引相場のない株式の評価の改正推移（２）

時代背景：実質GDPの成長率 7 %→10年で経済規模が 2 倍に

昭和47年改正

- ① 会社規模区分改正
- ② 類似業種比準方式 イ A課税月の平均株価→3ヶ月のうち最少
 □ 算式の変更
- ③ 純資産価額方式 評価差額に対する法人税額等の控除の導入
- ④ 少数株主の評価方法
 (同族株主のいる会社) 非同族株主
 (同族株主のいない会社) 5%未満のグループに属する株主
 また、大・中・小すべて、配当還元方式で評価（大会社の併用方式廃止）

(算式)

$$A \times \left(\frac{\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} + \frac{\textcircled{D}}{D}}{3} \right) \times 0.7$$

- ※ 会社規模を大幅に引き上げ（名目成長率に合わせて8年間で倍に）
以後、現在まで大会社区分は全く変わっていない（H10サービス業は引下げ）
- ※ 算式改正のインパクト
昭和37算式に比べて、実際には「50%以上ダウン」した印象
(評価の簡便化と株価の引下げ意図) → S37モデルでは、評価をコントロールしづらかった
「通常取引価格が何かという理屈より、どうしたら事業承継に適う株式評価ができるか」という角度からの議論が強調されるようになる。
- ※ 実務的には配当還元方式の拡大により、評価は大きく下がる。

取引相場のない株式の評価の改正推移 (3)

S47以来、大会社の取引金額基準・総資産基準は変わっていない!?

①会社規模区分の変遷 (S39制定時・卸売業)

取引金額 総資産	1.5億未満	1.5億以上 6億未満	6億以上 20億未満	20億以上 50億未満	50億以上
0.5億未満	小会社				
0.5億以上 1.5億未満		中 (小) L=0.25			
1.5億以上 5億未満			中 (中) L=0.50		
5億以上 10億未満				中 (大) L=0.75	
10億以上					大会社

③会社規模区分の変遷 (S58改正・卸売業)

取引金額 総資産	2億未満	2億以上 30億未満	30億以上 80億未満	80億以上
0.8億未満	小会社			
0.8億以上 2.5億未満		中 L=0.50		
10億以上 20億未満			中 L=0.75	
20億以上				大会社

②会社規模区分の変遷 (S47改正・卸売業)

取引金額 総資産	2億未満	2億以上 8億未満	8億以上 30億未満	30億以上 80億未満	80億以上
0.8億未満	小会社				
0.8億以上 2.5億未満		中 (小) L=0.25			
2.5億以上 10億未満			中 (中) L=0.50		
10億以上 20億未満				中 (大) L=0.75	
20億以上					大会社

④会社規模区分の変遷 (H6・H10改正・卸売業) 従業員基準導入

取引金額 総資産	2億未満	2億以上 25億未満	25億以上 50億未満	50億以上 80億未満	80億以上
0.8億未満 10人以下	小会社				
0.8億以上 10人以下除く		中 (小) L=0.60			
7億以下 30人以下除く			中 (中) L=0.75		
14億以上 50人以下除く				中 (大) L=0.90	
20億以上 50人以下除く					大会社

取引相場のない株式の評価の改正推移（4）

「財産評価基本通達逐条解説」より

平成6年改正

<改正理由>

会社規模区分の判定に際し、その要素の一つである「資本金基準」を廃止し、「従業員基準」を採用したこと、中会社について、大会社、中会社、小会社相互間の評価に断層が生じないように考慮したことによる。

（会社規模の判定）

- ・従業員数が100人以上の会社は大会社とする。
- ・従業員が100人未満の会社は、それぞれ次による。

1 資本金基準 1 億円基準の廃止と従業員100人基準の導入

会社規模は企業として社会的に機能し、活発に営利活動を行っている状態の大きさを意味するが、従来の資本金1億円という基準は、このような企業活動の実態を適切に反映するものといえなくなっていた。

そこで、資本金基準に代えて、企業活動の実態を適切に反映するような従業員基準が導入された。従業員数は、既に中小企業基本法において「中小企業」の定義として使用されている従業員基準が導入され、この場合の従業員規模は資本金が1億円である会社の平均従業員数が概ね100人強と認められることから100人とされた。

なお、法人企業統計をみると、資本金別の平均従業員数は次表のとおりとなっていた。

資本金	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
平均従業員数	29人	86人	195人	1,725人

「法人企業統計（大蔵省）」
（平成2年度～4年度）

取引相場のない株式の評価の改正推移（5）

昭和53年改正

①「原則的評価方式が適用される株主」と「配当還元方式が適用される株主」の細分化（「中心的な同族株主」概念の導入）

→結果として「配当還元方式が適用される株主」の範囲は拡大

②純資産価額方式の特例（評基通185但書き）

同族株主グループの持株割合が50%未満の場合には、20%の評価減

※ ①は株主の会社支配の実情に応じた改正

→結果としてタックス・プランニングの対象拡大

（類似を用いた節税から、配当還元を用いた節税へ）

※ 20%評価減の意味（前掲書 p48～）

緑川先生「昭和50年の小規模宅地に係る20%評価減（個別通達）と関連しているのでは？」

品川先生「ここは、昭和50年の小規模宅地の評価減と、こういう支配関係が違うことによって価値を異ならせる、という20%評価減と似ているようでありながら、かなり違いがあると思う」（前者は宅地を完全に支配し処分できるが、生活資産なので政策的に手当された。後者は支配力の強弱を評価に加味した。）

緑川先生「では、なぜ急にこの話が出てきたのか？」

品川先生「支払関係の強弱により評価に差を設けたことと、中・小会社に限定した中小企業対策」

取引相場のない株式の評価の改正推移（6）

昭和58年改正

- ① 小会社：折衷方式導入
- ② 類似業種株価
 - ・ Aの取り方を弾力化（小→中、中→大）
 - ・ A：前年平均株価を選択可に

※中小企業株式評価問題小委員会（S57.12.23答申）

「相続税については、最近、中小企業の事業の円滑な承継の観点から各種の議論が行われているが、中小企業経営者の相続税の課税の実態調査からみても過度の負担を求めているとは認められず、税制上特別な措置を講ずることは適當ではない。ただ、小規模な会社の株式は、現在いわゆる純資産価額方式のみにより評価されていることから、株式価格の形成要素の一つである収益性についても評価上配慮する余地があるのではないかとする意見があること、大・中規模の会社の株式に適用されるいわゆる類似業種比準方式においてはすでに収益性が織り込まれていること等を留意すれば、**現行の株式の評価体系の枠組みの中で収益性を加味することが適當である。**また、いわゆる類似業種比準方式についても類似業種の取り方等合理化を図るべきである。」

→緑川先生「事業承継税制とマスコミが騒いでいたが、出てきたものは小会社に類似業種比準方式を取り入れて、類似業種比準価額の方は何でもいような評価に変えて、**評価額が下がってからいでしょう、というだけの税制だったから、何だったのかなという感じ**」（**本来事業承継を考えるならば、純資産価額について小規模宅地等同じように措置法に規定して政策的に評価減をした方がよいのではないか。**類似業種は会社区分に関係なくどうでもよいことになったので、このあたりから評価体系を崩してきた。）（P53）

→品川先生「**本来はいつでも上場できる大会社に適用している類似業種比準方式をそのまま認めることは、制度の趣旨からみて大きな問題**」**「一見何でもいような改正にみえるが、同じ収益力を織り込む場合にこういうイージーなやり方では問題がある」「客観的評価に対して挫折」「純資産価額方式と類似業種比準方式の哲学に垣根がなくなり、大きな転換点」**（P54）
「評基通178・179の趣旨（大・中・小会社と分ける意味）が分からなくなってきた」（P183）

取引相場のない株式の評価の改正推移（7）

平成2年改正	① 純資産価額方式の適正化 - イ 評価会社が課税時期前3年以内に取得等した土地等及び家屋等の価額は、通常の取引価額（取得価額）によって評価する（評基通185） □ 評価差額に係る法人税額等相当額の累積控除の禁止（評基通186-3） ② 類似業種比準方式適用の制限 - イ 特定の評価会社の区分（評基通189） □ 特定の評価会社の株式の評価（評基通189-2～189-5）
平成6年改正	① 会社規模区分における従業員基準の導入（評基通178） ② 取引相場のない株式を現物出資した場合の法人税額等相当額控除の制限（評基通186-2） ※ 従業員基準の導入 （品川先生）「いわば当時の1億円基準で大会社になれるということが実態に合わなくなったということ、それを廃止する代わりにペーパーカンパニーについて類似業種比準方式を適用できないようにするために、従業員基準を設けたわけですね。」 「従業員基準については、昔から議論にはなっていたのですが、元々、類似業種比準方式は上場基準との兼合いがあるものです。しかし、従業員が多くても少なくても上場基準とは関係がないのではないかとということから、評価の理屈上で従業員基準は採用しがたいと思っていました。それがいきなり市民権を得て、今ではパートを含めて100人に換算する方法とかがまことしやかに実務を支配しているということは、ある意味滑稽な気がします」（P83。当時）
平成10年改正	会社規模区分における「小売り・サービス業」の新設（評基通178）

取引相場のない株式の評価の改正推移（8）

平成12年改正

- ① 会社規模区分における小会社の従業員基準の設定（10人→5人）
- ② 類似業種比準方式の改正

$$A \times \left(\frac{\frac{\textcircled{B}}{B} + \frac{\textcircled{C}}{C} \times 3 + \frac{\textcircled{D}}{D}}{5} \right) \times 0.7 \text{ (中0.6、小0.5)}$$

- ③ 比準要素数1の会社の株式の評価
- ④ 株式交換・移転があった場合の評価差額に係る法人税額等相当額控除の制限

※ 従業員基準が市民権を得たことにより、評価会社の規模区分を見直し。類似業種の斟酌率も中会社0.6・小会社0.5まで引き下げられた。

※ 算式改正

（品川先生）「利益が相対的に少ないと評価額を引き下げることができるが、利益が高くなると従来より相当高い評価額になる」（P89）「取引相場のない株式にも利益重視の評価方法に改めた」（P91）

（緑川先生）「改悪」「租税回避行為をあまりに意識しすぎ」（P90）

（品川先生）「（昭和37年モデルは）できるだけ個別の比準要素の特徴を薄めようとするもの。それから180度方向転換」

「上場株式の価格形成と取引相場のない株式の評価の在り方というのは完全に一緒ではないと思うのです。上場株式の株価が利益重視を反映しているのに、さらに3倍するというのことは、そこに、いろいろ問題を将来に残したと言えるわけです。」（P91）

(参考)

(斟酌割合も加味して改正後の算式と比較)

- ①S37年Ⅰ算式 = $A \times 1.0$ 比準 (0.166 × 配当比準 + 0.166 × 利益比準 + 0.166 × 純資産比準 + 0.5)
- ②S37年Ⅱ算式 = $A \times 1.0$ 比準 (0.25 × 配当比準 + 0.25 × 利益比準 + 0.25 × 純資産比準 + 0.25)
- ③S47年算式 = $A \times 0.7$ 比準 (0.233 × 配当比準 + 0.233 × 利益比準 + 0.233 × 純資産比準)
- ④H12年算式 (大会社) = $A \times 0.7$ 比準 (0.14 × 配当比準 + 0.42 × 利益比準 + 0.14 × 純資産比準)
- ⑤H12年算式 (中会社) = $A \times 0.6$ 比準 (0.12 × 配当比準 + 0.36 × 利益比準 + 0.12 × 純資産比準)
- ⑥H12年算式 (小会社) = $A \times 0.5$ 比準 (0.10 × 配当比準 + 0.30 × 利益比準 + 0.10 × 純資産比準)



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

標本会社の構成にも変化あり? !
(業種選択は類似業種比準方式の「主観」要素)



飯田真之税理士事務所

MASAYUKI IIDA
Certified Public Tax Accountant Office

類似業種株価等の計算の基となる標本会社

「類似業種比準価額計算上の業種目及び類似業種の株価等の計算方法等について（情報）」
（H20.6.9）の「2. 類似業種の株価等の計算の基となる標本会社」

- (1) 金融商品取引所に上場しているすべての会社（内国法人。（2）を除く）
東証（一部・二部・マザーズ）、大証（一部・二部・ヘラクレス）、
名証（一部・二部・セントレックス）、福証（福岡、Q-Board）、札証（札幌、アンビシャス）、
ジャスダック（JASDAQ、NEO） ※平成20年当時
- (2) 標本会社から除外する会社
 - イ H20年中に上場廃止が見込まれる会社
…毎日最終価格の各月平均が12月まで求められないため
 - ロ 前年中途（H19.2以降）に上場した会社…前年平均株価が求められたいため
 - ハ 1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額の
いずれか2以上が0又はマイナスの会社…比準要素の過半を欠く会社は不適当なため
 - ニ 資本金等の額が0又はマイナスの会社
…これらの会社を標本に含めることは不適当なため
 - ホ 設立後2年未満の会社…1株当たりの配当金が2年分の配当データを要するため

→ 「業種目別標本会社名簿」は、情報公開法による行政文書開示請求（請求先 国税庁）により入手可
（新版 詳説／自社株評価Q&A 尾崎三郎監修、竹内陽一、掛川雅仁編著、清文社に収録）

スターバックスとドトールは同じ業種か？(1)

現在、ドトールコーヒーは上場廃止され、持株会社のドトール日レスホールディングスが上場
→ 統合直前の数値を比較

(H24.2期) ドトールのセグメント情報

「カフェ事業」は、直営店におけるコーヒーチェーンを経営しており、コーヒー豆の仕入れ、焙煎加工及び店舗における販売までを事業活動として展開しております。

「卸売事業」は、主にフランチャイズシステムによるコーヒーチェーンを経営しており、コーヒー豆の仕入れ、焙煎加工の上、フランチャイズ加盟店への卸売りやロイヤリティ等の収入、また、コンビニエンスストア等へのコーヒー製品の販売を事業活動として展開しております。

ドトールの売上68,596百万円の構成

小売事業	27,788百万円 (40.5%)
卸売事業	41,232百万円 (60.1%)
その他	1,124百万円 (1.6%)
消去又は全社	▲1,549百万円 (▲2.2%)

フランチャイズに下ろす
仕入商品の販売が主体

「企業分析力養成講座」p30の元データと思われるもの

	ドトールコーヒー(統合前)		スターバックス・コーヒー・ジャパン	
	H19.3期(連結) 決算短信・連結PLより		H19.3期(非連結) 決算短信・連結PLより	
区分	金額(百万円)	%	金額(百万円)	%
売上高	68,596	100.0	78,909	100.0
売上原価	34,486	50.3	22,630	28.7
売上総利益	34,110	49.7	56,579	71.3
販売費・一般管理費	29,772	43.4	51,237	64.9
営業利益	4,337	6.3	5,041	6.4
営業外収益	389	0.6	204	0.2
営業外費用	32	0.1	111	0.1
経常利益	4,694	6.8	5,134	6.5
特別利益	30	0.1	0	0.0
特別損失	800	1.2	433	0.5
税引前当期純利益	3,924	5.7	4,701	6.0
法人税等	1,739	2.5	2,190	2.8
当期純利益	2,185	3.2	2,511	3.2

(当時のスタバ)
米国本社(親会社)との業績配分の問題に直面
①ライセンス料、②出店ノルマ、③利益還元の問題
有報にも、ライセンス条項の記載があり、売上の5.5%+アルファの手数料が発生。また米国本社との間に「出店ノルマ」契約があり、この時期は出店を急ぎ過ぎているのではという報道もあった程なので、収益性が悪くなっていた可能性あり。また、コーヒー仕入先なかりでなく、カップ等の用品も米国本社経由のため、ライセンス料とともに販売管理費を大きくさせていた

東証の業種区分 「卸売業」
FC1,079店
直営323店

「飲食業」
ほぼ直営店のみ

(H24.9時点)
※直営の約半分はエクセルシオール

スターバックスとドトールは同じ業種か？（2）

類似業種の標本会社 「詳説／自社株評価Q&A」 第1～3版の「業種目別標本会社名簿」

ドトールコーヒー

（統合前：ドトールコーヒー）

業種番号15
（製造業＞食料品製造業
＞その他の食料品製造業）
標本会社数106社

このカテゴリーには、日清製粉グループ本社、サッポロビール、伊藤園、味の素等

ロースター企業（焙煎加工）

（統合後：ドトール日レスHD）

業種番号116
（その他の産業）
標本会社数3512社
（※その他産業は、全標本会社の数）

このカテゴリーは、日清製粉グループ本社、サッポロビールHD、日興コーディアルグループ、KDDI、よみうりランド等

純粹持株会社

業種番号121
（その他の産業）
標本会社数3,096社

スターバックス・コーヒー ・ジャパン

業種番号90
（小売業＞飲食店業）
標本会社数38社

業種番号89
（小売業＞飲食店業）
標本会社数75社

業種番号111
（小売業＞飲食店業
＞その他の飲食店）
標本会社数25社

このカテゴリーには、モスフード、東京會館、元気寿司、KFC、銀座ルノアール等

平成15年
（第1版）
標本会社数
2,239社

+新興
市場

平成19年
（第2版）
標本会社数
3,512社

平成25年
（第3版）
標本会社数
3,096社

まとめ

- ・ 「業種の判断」は類似業種比準方式の「主観」要素
→ その判断が違えば、当然評価は全く違ってくるので慎重に！
- ・ 税務的には業種判定は「日本産業分類」を参酌して選ぶというスタンスか
(神戸地裁S55.4.18判決 論点5参照)
- ⇒ 業法の業種区分／DCFの業種判断
※ 意外な業種になる可能性もあるので注意！
- ・ 上場企業の「持株会社化」が進んだことで、標本会社が「その他の産業」にかなり寄っている？
(「比準要素」としてのクオリティが落ちている？)
→ 実際に「比準」できる業種は減っている？(新興市場企業ばかり？)
→ 却って、S47から変えていない「会社規模」は適正になっている？
(上場会社内の格差)
売上高TOP3(卸売) 豊田通商5.9兆、三菱商事5.5兆、三井物産5.2兆
総資産価額TOP3(卸売) 三菱商事12.5兆、三井物産9兆、住友商事7.2兆
と評基通の大会社基準から見て、売上で700倍、総資産で6000倍以上の格差がある会社が、この卸売業の上場企業群に入っていた。(このような超優良企業が持株会社化すれば…)
- (会社規模：大会社基準に満たない上場会社)
卸売業(東証1部・2部、マザーズ、大証1部・2部、JASDAQ、ヘラクレス、地方市場)で
352社(2012/11/13現在)のうち、
売上80億円未満会社…50社(14.2%) : 東証2部、大証2部、名証2部各2社。
他はJASDAQ・東証マザーズ、名証セントレックス等
総資産価額20億円未満の会社…18社(5.1%)
: すべてJASDAQスタンダード・クローズ、東証マザーズ、名証セントレックス銘柄
と評基通の大会社(卸売業)の基準の取引金額80億・総資産価額20億の基準に満たない会社もあるにはある(東証1部は売上高の最下位は、日本エム・ディ・エムが81億円、総資産の最下位は、エスケージャパンの32億)

ご清聴ありがとうございました。

(コンタクト先)

飯田真之税理士事務所

税理士 飯田 真之 (いいだ まさゆき)

〒220-0032

神奈川県横浜市西区老松町29-8

アトラス野毛山306

電話 045-262-8417

E-mail iida-cpta@xb3.so-net.ne.jp

HP <http://iida-cpta.com/>

(個人ブログ) 税務・会計本の感想文

<http://zeimukansoubun.blog.fc2.com/>